様式六（第四条関係）



（１）　外側の円の直径は、10㎜以上とし、内側の円の直径は外側の円の直径の一万分の六千二百十六倍とする。

（２）　標章中ＡからＦまでの部分の大きさは、次の表の左欄に掲げる部分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める大きさとする。

部分	大きさ
A	外側の円の直径の一万分の六百七十五倍
B	外側の円の直径の一万分の四千五百十六倍
C	外側の円の直径の一万分の二千百八十二倍
D	外側の円の直径の一万分の三千八百八十八倍
E	外側の円の直径の一万分の五百五十倍
F	外側の円の直径の一万分の五千六百六倍

（３）　イ、ロ、ハ及びニの部分並びに「JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION」の文字の色は黒色（食品衛生上の事情その他の事情から他の色とすることが相当であると認められる場合は、当該色。）とする。